

作成日：2017年2月9日

化学物質等安全性データシート (SDS)

1. 化学物質等及び会社情報

1.1 化学物質等の名称

製品名： ロブラールくん煙剤

1.2 会社情報

会社名： エフエムシー・ケミカルズ株式会社
 住 所： 〒107-0062 東京都港区南青山一丁目1番1号
 電話番号： 03-3402-3721
 FAX 番号： 03-3402-3700

1.3 推奨用途 農薬用殺菌剤

2. 危険有害性の要約

2.1 GHS 分類結果

| | |
|-------------------|-------------------|
| 物理化学的危険性 | 区分外 |
| 健康に対する有害性 | |
| 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 | 区分 2A |
| 皮膚感作性 | 区分 1 |
| 発がん性 | 区分 1 |
| 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露) | 区分 2 (呼吸器系、腎臓、血液) |
| 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露) | 区分 2 (呼吸器系、腎臓) |
| 環境に対する有害性 | |
| 水生環境急性有害性 | 区分 2 |
| 水生環境慢性有害性 | 区分 2 |

2.2 GHS ラベル要素



絵表示またはシンボル：

注意喚起語： 警告
 危険有害性情報： 強い眼刺激性
 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 発がんのおそれ
 呼吸器系、腎臓、血液の障害のおそれ
 長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害のおそれ
 水生生物に毒性
 長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

- [安全対策]： 取扱い後は手をよく洗うこと。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 使用前に取扱説明書を読むこと。
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 環境への放出を避けること。
- [応急措置]： 眼に入った場合には、水で15～20分間洗浄すること。
 コンタクトレンズを着用している場合は、着用した状態で最初の5分間洗浄した後に取外し、更に洗浄を続けること。
 洗浄後も異常がある場合には医師の手当を受けること。
 皮膚に付着した場合には、多量の水と石鹼で洗浄すること。
 皮膚刺激または発疹が生じた場合には、医師の手当てを受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用す場合には洗濯をすること。
 暴露または暴露の懸念がある場合には医師の手当を受けること。
 気分が悪い時は、医師の手当を受けること。
 漏出物を回収すること。
- [保管]： 直射日光をさけ、火気のない、低温で乾燥した場所に施錠して保管すること。
- [廃棄]： 内容物、容器を関連法規制ならびに地方自治体の基準に従い廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

3.1 単一物質・混合物の区別

混合物

3.2 成分情報

| 化学名 | CAS 番号 | 官報公示整理番号 | | 濃度または濃度範囲 |
|--|------------|----------|------------|-----------|
| | | 化審法 | 安衛法 | |
| 3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダズリジン-1-カルボキサミド (一般名イプロジオン) | 36734-19-7 | — | 8-(2)-1131 | 20.0% |
| 塩素酸カリウム | 3811-04-9 | (1)-229 | — | 11.5% |
| 硝酸アンモニウム | 6484-52-2 | (1)-395 | — | 68.5% |
| 鉍物質微粉等(混合物) | — | — | — | |

3.3 分類に寄与する危険有害成分

イプロジオン

4. 応急措置

4.1 暴露経路による応急措置

- 吸入した場合： 被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移す。呼吸が停止している場合には、可能であれば人工呼吸を行った上で、医師の手当を受ける。
- 皮膚に付着した場合： 汚染した衣類を脱ぎ、直ちに大量の水と石鹼で15～20分間、洗浄する。洗浄後に異常がある場合には医師の手当を受ける。
- 眼に入った場合： 目を開いた状態で、15～20分間、水で穏やかに洗浄する。コンタクトレンズを着用している場合は、着用した状態で最初の5分間洗浄した後に取外し、更に洗浄を続ける。洗浄後に異常がある場合には医師の手当を受ける。
- 飲み込んだ場合： 可能であれば、被爆者にコップ1杯の水をゆっくり飲ませ、医師の手当を受ける。医師の指示を受けずに無理に吐かせてはならない。被災者の意識がない場合は、直ちに医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

5.1 消火剤

二酸化炭素、散水、砂を使用する。

5.2 使ってはならない消火剤

泡、粉末消火剤の使用は禁止。

5.3 特有の危険有害性

燃焼時に有毒ガスが発生するおそれがある。

5.4 特有の消火方法

消火活動は風上から行う。

火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。

5.5 消火を行う者の保護

消火作業の際は、自給式呼吸維持装置及び防護服を着用する。

6. 漏出時の措置

6.1 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏洩場所への関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護着、手袋、眼及び顔面の保護具を着用する（「8.暴露防止及び保護措置」の項を参照）。

6.2 環境に対する注意事項

人や動物が漏洩場所に近づかないようにすること。周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため、湖沼、河川または下水溝等の水系へ流入させないように注意すること。

6.3 回収、中和、封じ込め、および浄化の方法

漏出物を箒などを用いて掃き集め、密閉できる容器に回収する。

回収後、漏出場所を水で洗浄し、洗浄液を吸着剤等に吸着させて廃棄用の容器に回収する。

廃棄物の容器には内容物を明記したラベルを貼付し、「13.廃棄上の注意」に従って処理すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

7.1 取扱い

- 技術的対策： 「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
- 安全取扱い注意事項： 取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。
保管中または廃棄時に他の農薬、肥料、水、食品あるいは飼料に混入しないようにすること。

7.2 保管

- 技術的対策： 低温で乾燥した火気のない場所に施錠して保管すること。
強酸又は強力な酸化剤との接触及び保管を避ける。
- 保管条件： 内容物を他の容器に移し替えることは避け、供給時の容器で保管すること。保管場所に動物や関係者以外の人が近づかないよう注意すること。

8. 暴露防止及び保護措置

8.1 管理濃度・作業環境評価基準

設定されていない

8.2 保護具

- 呼吸器の保護具： フィルター付マスクを着用する。
- 手の保護具： 不浸透性の保護手袋を着用する。
- 眼の保護具： 飛散による暴露を防ぐため、ゴーグルまたは顔面用の保護具を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具： 作業用の長袖上衣、長ズボン、帽子を着用すること。

8.4 衛生対策

- 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 取扱い場所の近傍では飲食、喫煙の禁止。
- 汚染された衣類を再使用する場合は洗濯すること。

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|----|-------------|
| 外観 | 常温で固体、中空円盤状 |
| 色 | 類白色 |
| 臭気 | なし |

10. 安定性及び反応性

- 安定性： 通常のと扱い条件下では安定である。
- 避けるべき条件： 火気、高温多湿条件、強酸又は強力な酸化剤との接触及び保管を避ける。
- 危険有害な分解性生物： 400℃以上の加熱、強酸との接触により分解し、二酸化塩素、酸素の生成、塩素酸の蒸気が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

製品

| | |
|------------------|--|
| 急性毒性： | ラット（経口）LD ₅₀ >5000 mg/kg ラット（経皮）LD ₅₀ >2000 mg/kg |
| 皮膚腐食性・刺激性： | ウサギ；刺激性なし |
| 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性： | ウサギ；中程度の刺激性 |
| 皮膚感作性： | モルモット；皮膚感作性あり |

有効成分(イプロジオン原体)

| | |
|-------------|---|
| 慢性毒性： | 長期的暴露により、慢性的な影響を起こす可能性がある。 |
| 標的臓器に対する影響： | ラット及びイヌを用いた慢性毒性試験で、肝臓、副腎、精巣、卵巣に影響がみられた。 |
| 発がん性： | 動物実験で、精巣、肝臓及び卵巣での腫瘍発生数が統計学的に有意差な増加を示した。 |
| 変異原性： | Ames-test で陰性 |

12. 環境影響情報

生態毒性：有効成分 (イプロジオン原体)

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 魚 類 (コイ) | 96-h LC ₅₀ = 11.9mg/L |
| 魚 類 (ニジマス) | 96-h LC ₅₀ = 4.1mg/L |
| 甲殻類 (ミジンコ) | 48-h EC ₅₀ = 0.7mg/L |
| 藻 類 (緑藻) | 72-h ErC ₅₀ = 3.12mg/L |

13. 廃棄上の注意

13.1 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

13.2 汚染容器および包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

14.1 国際規制

| | |
|---------|------------|
| 国連番号： | 3077 |
| 製品表示： | 環境有害物質（固体） |
| 国連分類： | 9 |
| 容器等級： | III |
| 海洋汚染物質： | 該当する |

14.2 国内規制

陸上規制情報：毒物及び劇物取締法の規制に従う。

航空規制情報：船舶安全法の規制に従う。

海上規制情報：航空法の規制に従う。

14.3 緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号 171

14.4 特別の安全対策：輸送に際しては、容器の破損、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15. 適用法令

化学物質管理促進法: イプロジオン(第1種指定化学物質、指定番号 1-168)

労働安全衛生法: 硝酸アンモニウム (表示義務化合物、政令第18条第16号の2、政令第18条の2別表第9の308)

毒物及び劇物取締法: 医薬用外劇物 (塩素酸カリウムを含有する製剤のため)

農薬取締法: 農薬登録番号第17915号 (エフエムシー・ケミカルズ株式会社)

16. その他の情報

参考文献：エフエムシー・ケミカルズ株式会社内資料他

【注意】本MSDSは、JIS Z 7250:2005、JIS Z 7251:2006、JISZ7252:2009に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意下さい。本MSDSの記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。